

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年3月21日、資格喪失日に係る記録を35年12月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を4,000円、申立期間②の標準報酬月額を35年1月から同年9月までは7,000円、同年10月から同年11月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和33年3月21日から同年4月1日まで  
② 昭和35年1月10日から同年12月21日まで

社会保険事務所から、A社について昭和33年4月1日から35年1月10日以外は厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。33年3月21日から同年4月1日までの期間及び同年1月10日から同年12月20日までの期間も勤めており、給与明細書もあるので、この期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所有していたA社より交付された昭和33年4月の給与明細書によると、出勤日数が27日と記載されていることに加え、現在の事業主から給与の締日は20日であると確認ができたことから、申立人が同社に同年3月21日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②について、同様に申立人が保有していた昭和35年1月から同年12月までの給与明細書により、申立人がその被保険者資格喪失日以降である同年1月10日から同年12月20日まで当該事業所に引き続き勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び社会保険事務所の記録から、申立期間①である昭和33年3月に係る標準報酬月額を4,000円、申立期間②に係る標準報酬月額を35年1月から9月ま

では 7,000 円、同年 10 月から 11 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

なお、両申立期間において事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年1月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月23日から同年2月1日まで

A社B営業所の自動車部門営業担当は一括して昭和39年1月23日付けでC社に出向した。この時、厚生年金保険等の取り扱いは、B営業所から本社管轄になった。この出向に伴う厚生年金保険の空白期間である申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有しているA社発行の退職証明書（在職証明書）、申立期間当時の辞令及び同僚の証言により、申立人は同社に継続して勤務（昭和39年1月23日にA社B営業所から同社本社へ異動（同日付けでC社に出向））していたことが確認できる上、申立人から提出された給与明細書（給料計算書）により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和39年2月の社会保険事務所の記録及び給与明細書の厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和24年9月20日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年9月20日から同年10月20日まで  
昭和17年1月にA社（現在は、C社。）に入社して以降、支店間の異動はあったが、52年5月に退職するまで同社に継続して勤務していた。この期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所からの回答、申立人が所持していた感謝状及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務（昭和24年9月20日にA社D支店から同社B支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年10月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったと認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から59年9月まで

昭和53年4月に就職したが、収入の関係で夫の扶養から抜けるよう言われ、国民健康保険の手続をした。その時に国民年金についても併せて手続してくれたと思う。申立期間当時、国民健康保険と国民年金の保険料は隣組の集金か口座振替で納付していた。申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、申立人は、昭和53年4月に就職した際に、収入の状況から夫の扶養でなくなり、国民健康保険の加入手続の際に国民年金も併せて手続がなされたものと主張しているところ、当時の市役所の窓口体制は、国民健康保険の加入手続は市民課、国民年金の加入手続は保険年金課国民年金係と、別々に受付業務が行われていた上、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号が、申立期間中に申立人に対して払い出された形跡がうかがえないことから、申立期間当時、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和61年6月の時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月まで  
社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、昭和 48 年 3 月に短大を卒業し、50 年 4 月に就職するまでの間、両親が地域の集金人に、私の国民年金保険料を納付していたことを憶えている。領収書等はないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その両親が、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和 57 年 4 月に払い出されており、48 年 1 月の 20 歳到達時にさかのぼって国民年金に加入したものと推認されるが、57 年 4 月の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

さらに、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市町村の国民年金被保険者名簿においても申立期間の保険料は未納とされ、その記録に不自然な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成 2 年 3 月まで

申立期間当時は大学生で、国民年金の加入手続及び保険料納付は母親が行っていた。実家は事業を営んでおり、母親は会社の社会保険関係の仕事もしていたので、その一環として私の国民年金の加入手続もしたと思う。保険料の納付については、母が出入りの金融機関の渉外担当者に依頼したと思う。母の記憶、会社・家計の経済状況及び社会保険・税金等の納付状況、または妹の 20 歳からの年金加入状況から、私の国民年金を納付しない理由は無いので、記録の訂正を申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入して国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、平成 3 年 3 月までは、制度上、学生の国民年金加入は任意であったところ、申立期間当時、申立人は大学生であったことから、国民年金に加入していないことに対して不自然さはみられない。

さらに、20 歳から国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたとするその妹（20 歳時は学生）は、制度改正後の平成 4 年 4 月に 20 歳に到達しているため、学生であっても国民年金の加入は強制であったので、申立人とは国民年金の加入時の事情は異なる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月から 36 年 4 月まで

A社に昭和 33 年 9 月から営業職として勤務したが、厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、36 年 5 月以降は確認できるものの、上記期間については無い旨の回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における厚生年金保険の加入記録が確認できる昭和 36 年 5 月 15 日より前に勤務していたことは、同僚の証言及び同社を引き継いだB社からの「A社の営業職の場合、どんなに成績優秀であっても、正社員となるまでに少なくとも6か月以上の委任契約の期間があった」との回答を踏まえると推認できるものの、勤務開始日までは特定できない。

また、昭和 35 年 4 月のA社C支店の設立に伴い就任した元支店長の「設立当時、社員が私1人であったため、他支店に勤務していた申立人を引き抜き、1年後くらいに社員資格を与えた。申立人は、成績優秀ではあったが、申立期間当時は委任契約であった」との証言から、申立人の申立期間における雇用形態は、厚生年金保険の被保険者としない委任契約であったことが推認でき、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

なお、申立人は申立期間において、その申述内容からA社D地方部に所属していたことも考えられるため、社会保険事務所が保有している同社同地方部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所が申立人に係る同社同地方部における記録を欠落させたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 43 年 9 月まで

昭和 42 年 8 月から 43 年 9 月まで A 社に勤務していた。この期間について厚生年金保険の加入期間を照会したところ、社会保険事務所から厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことについては、申立人の申述内容及び同僚の証言により推認できるものの、現在の事業主から「当時は、『従業員が入社しても、すぐには社会保険に加入させず、1年ぐらい様子を見ていた』と先代の社長から聞いている」旨の回答を得られた上、申立人の前任者に係る厚生年金保険の被保険者記録も確認できないことから、当時の事業主は従業員全員を採用後直ちに厚生年金保険の被保険者としていた事情はうかがえない。

また、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番は無いことから、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させた事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から63年7月まで

A社（後にB社と合併。現在はC社に名称変更。）で新幹線建設工事等の業務に従事していた。社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入記録が無い旨の回答を受けた。勤務していたことは間違いのないため、この期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所であるA社に勤務していたと主張しているものの、当時の所長から「申立人が経営していたD社は弊社の下請けとして新幹線建設工事等の業務を行っていた」旨の回答が得られ、申立人が所有していた申立事業所からの感謝状は申立人個人ではなくD社に対して発行されているところ、申立人自身も「50人ほど集めて工事を行っていた」と申述している上、商業登記簿謄本によると、申立人が経営していたD社は、申立期間前である昭和56年7月に会社成立していることが確認できることから、申立人は申立期間において、D社の代表者として申立事業所から業務を請け負っていたことが推認でき、申立人が申立事業所において厚生年金保険被保険者であった事情はうかがえない。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得の届出がなされた形跡はうかがえず、社会保険事務所において、申立人の記録を欠落させた事情は見当たらない。

なお、社会保険庁のオンライン記録において、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和63年11月15日と確認でき、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日も同日であることから、申立期間中に同社において申立人が厚生年金保険の被保険者であった事実は無い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有していないことに加え、「社会保険料は給与から控除されていなかった。会社から健康保険証は受け取っておらず、その間、国民健康保険に加入していた」と申述しているほか、申立人は申立期間において、国民年金保険料を定額納付していることから、申立人自身が厚生年金保険被保険者ではなかったことを認識していたことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月10日から46年7月まで

客室係として昭和45年9月に夫と一緒にA社に入社した。3か月間は見習い期間があり、その後に本採用になったと記憶している。夫は同年12月10日から厚生年金保険の加入記録があるのに、私の記録が無いことに納得がいかない。勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、当時、同社において社会保険事務を担当していた者の証言により推認できるものの、同社には当時の資料は残っておらず、雇用保険の記録も確認できないことから、その勤務期間を特定することができない。

また、前述の社会保険事務担当者は「当時は、社会保険に加入させるかどうかを本人の希望で決めていた。申立人は仲居手伝いとして働いており、厚生年金保険には加入していなかった」と証言している上、申立人から氏名の挙がった同僚2名及び申立人と同時期に勤めていた申立人の長女についても、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当該事業所の事業主は、申立人を含めた従業員全員を厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない上、申立期間において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得の届出がなされた形跡はうかがえず、社会保険事務所において、申立人の記録を欠落させた事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。